

酒井茂

Shigeru Sakai Activities

県政だより

Vol.31

2025 (令和7年) 新春号

発行責任者: 酒井茂
〒399-4432 伊那市東春近原新田8243
TEL/FAX.0265-73-5606

9月県議会 一般質問

10月1日実施

I 学校教育を 変える

Q 学校がどう変わるべきと考えるか?

A 知事 子どもたちが学びたいこと、実現したいことを、自ら進んで行いたくなるような環境を作っていくべき。学校現場の先生方を中心に考えていくことが重要。

Q どのような姿勢で学校教育に臨むのか?

A 教育長 教師たちが自信とプライドを持ち、常に子どもを第一に考え、理想の教育を求めることが重要。そのために、教育現場が子どものための教育に専心できるような教育環境を作りたい。

Q 教育長は「学校は変わらなければならない。」と発言しているが、長野県の学校教育の課題をどう捉え、課題解決に向けてどう対応するのか?

A 教育長 教育県としての伝統を守るために変えることを躊躇し、新しいことを敬遠する傾向があった。変える主体は学校現場であり、教育委員会は変えようとする取り組みを支援していく。

II 学校教育の課題

不登校対策

Q 不登校の要因について子ども側と学校側の認識が異なっており、学校が変わらなければならない。不登校への対応について、今後どう取り組むのか?

A 教育長 全ての子どもが自己実現できる学校づくりを進めていく。学校に行きたくないような楽しい学校づくりを進めることが、最大の不登校対策と考え、取り組みを進める。

Q 学校に行きたくても行くことができない児童生徒の学びを保障することも重要であるが、今後どう対応していくのか?

A 教育長 県内の教育支援センター(中間教室)は、学校外における多様な学びの場として重要な役割を担っている。また、夜間中学の設置、「信州オープンドアスクール」の設置を検討している市町村への支援や、「信州型フリースクール認証制度」を活用したフリースクールと学校との連携の支援も行う。

高校再編

Q 高校再編に係る新校の「懇話会」で出された意見や要望が、再編計画に反映されていない。今後どのように地域の理解を得ながら再編に関する手続きを進めていくのか?

A 教育長 これまでの対応を反省し、「懇話会」での意見等を反映させていく。学校関係者や地域の代表者と情報共有

を図るなど、地域との合意を大切にしながら再編手続きを進めていく。

Q 新校の特色化や魅力づくりをどうするのか?

A 知事 「様々な選択肢から、自分の進路に向かって学ぶ」、「社会に求められる技術・能力を身につける」、「長野県のリソースを使った地域での学びができる」、「一人ひとりの個性や多様性が尊重される」という4つの視点を基に、各校の特色化を進めていく。



伊那新校進入路整備工事
(現伊那北高校進入路)

Q 県内の医師数は地域偏在が大きく、医師確保が大きな課題。医学部進学者数が最近大幅に減少しているが、今後どう対応するのか? 上伊那は特に医師数が少ない地域であることから、地元では「伊那新校」における医学部進学コースの設置を要望しているが、どう対応するのか?

A 知事 信州大学と東京科学大学(旧東京医科歯科大学)に、医学部の地域枠(令和7年度5名)を設けている。今後他の大学の医学部地域枠についても、更なる拡大を行う。「伊那新校」は、医学部進学を含む難関理系コースの設

置や、医療系大学との授業連携等を含めて、医学部進学を希望する生徒に対応した学びに取り組んでいく。

※「伊那新校」における医学部進学コースの設置について、知事から明確な答弁がありました。

III 女性から選ばれる 県づくり

Q 若い女性の県外流出が顕著な中で、女性から選ばれる県づくりを進めることが重要。男女の固定的役割分担意識、女性差別意識を解消し、旧来からの慣習を改善するための対策を積極的に進めるべきと考えるが?

A 関副知事 女性・若者との意見交換会に参加したが、「多様な考え方が受け入れられる地域が理想」といった声を聞いた。固定的役割分担意識の解消が、女性から選ばれる県づくりを進める上で不可欠。しかし、現状では意識の解消に至っていない。県の「人口戦略骨子案」では、「価値観の転換を図り、性別による固定的役割分担意識を解消する」としているが、職場や地域、家庭での抜本的な意識変革が必要。議員指摘のように、公民館を活用し地域に入り込んだ取り組みが効果的と考える。

Q 私は、固定的役割分担意識、女性差別意識の解消等のために、公民館活動を活用するよう議会一般質問で複数回にわたり提案してきた。しかし、県教委の取り組みが全く見えていないし、市町村にも動きが見えないが?

IV 地方教育行政の 自立性の確保



Q 新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年2月に国から学校の一斉臨時休業の要請があった。法的根拠や明確な科学的な根拠もない中で、一斉休業の要請については批判の声も出た。今後感染症対策として全国一斉の臨時休業の要請があった際、県教委としては地方教育行政の自立性の確保の観点からも、県下一律の対応を取るよう市町村に対して指示すべきではないと考えるが?

A 教育長 議員指摘のとおり、学校保健安全法の規定により感染症に係る学校の臨時休業を行う権限は学校の設置者にある。県教育委員会としては今後法に則って対応し、市町村教育委員会の独自性を尊重する。



※武田教育長:伊那市出身。伊那小校長・伊那中校長、県教委課長、信濃教育会会長を歴任。